

平成26年度戦略的創造研究推進事業  
(社会技術研究開発)  
募集説明会

【事務事項について】

社会技術研究開発センター

# 平成26年度の選考プロセス

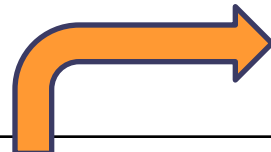
	持続可能な多世代共創社会のデザイン
募集期間	7月7日(月)～ <u>9月1日(月)正午</u> <厳守>
書類選考	9月(予定)
面接選考会	10月21日(火)
採択の 通知・発表	11月中(予定)
研究開発の開始	11月以降

- 本プログラムに対し、2件以上の提案を応募することはできません。
- 本年度、選考中の「科学技術イノベーション政策のための科学」「コミュニティがつなぐ安全・安心な都市・地域の創造」と同時に応募することはできません(研究成果実装支援プログラムとの重複は可)。
- 書類選考の結果は面接選考会の1週間前までに連絡します。



# 応募方法・関連書類の入手方法

応募は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)から行ってください。



募集要項  
及び  
提案書の提出

府省共通研究開発管理システム ( e-Rad ) ホームページ

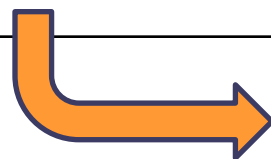
<http://www.e-rad.go.jp/>

※研究代表者、研究機関はあらかじめ登録が必要です。

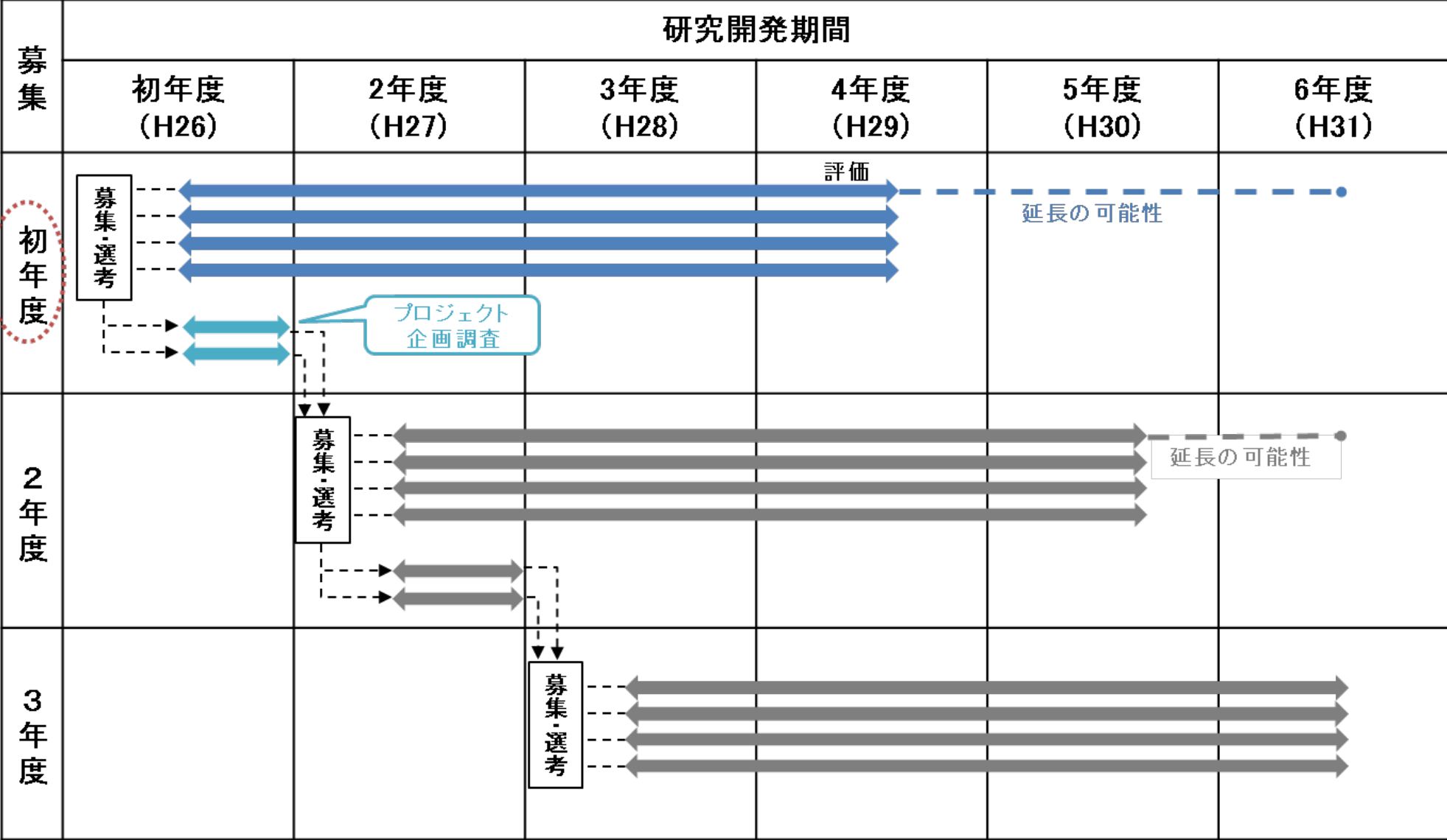
募集要項  
及び  
最新情報

社会技術研究開発センター 提案募集ホームページ

<http://www.ristex.jp/examin/suggestion.html>



# 研究開発プログラムの実施パターン(イメージ)



# 応募に際しての注意事項(1)

## 1. 提案者の要件

- 実施者を統括し、リーダーシップを持って研究開発を推進できること。
- 国内の機関に所属していること。
- 実施期間中、研究開発全体に責任を負えること。
- 所属する法人と委託研究契約の締結ができること。

## 2. 提案者(研究代表者)が提案いただけるのは1件のみ

## 3. 不合理な重複及び過度の集中の排除

- 他の研究助成等について、受けているもの、申請中・予定のものを提案書に記載してください。
- 不実記載の場合、不採択、採択の取り消しになる場合があります。

## 4. 研究開発費等の不正な使用等に関する措置

- 研究開発等の中止、研究開発費等の返還を求めます。
- 一定期間、本事業への応募及び新たな参加が制限されます。
- 他の競争的資金制度において申請及び参加が制限される場合があります。
- 当該不正事案の概要を原則公表することとします。



## 応募に際しての注意事項(2)

### 5. 実施機関における公的研究費の管理・監査の体制整備

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく、「**体制整備等自己評価チェックリスト**」の提出が必要です(採択時)。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1301688.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm)

様式変更のため  
新様式での提出  
が必要となる予定

### 6. 研究活動の不正行為に対する措置

研究開発等の中止、研究開発費等の返還を求めます。

一定期間、本事業への応募及び新たな参加が制限されます。

他の競争的資金制度において申請及び参加が制限される場合があります。

### 7. その他 倫理的対応等

- ・相手方の同意・協力や社会的コンセンサスが必要な場合、応募に先立って適切な対応を行ってください。
- ・生命倫理・安全の確保等 について、必要に応じて研究機関ごとに所定の手続きを行ってください。

# 研究代表者の責務

## 1. 研究費の公正かつ効率的な執行

→平成25年度採択課題より、**遵守事項の確認文書提出および研究倫理教材の履修が義務化**されています。

## 2. 総括のマネジメント下での研究開発の推進及び管理

## 3. プロジェクト全体の研究開発費の管理

## 4. プロジェクトで雇用される実施者への配慮

## 5. 成果のアウトリーチ活動・関与者ネットワークへの参加

## 6. 委託研究契約の遵守、JST諸規定の遵守

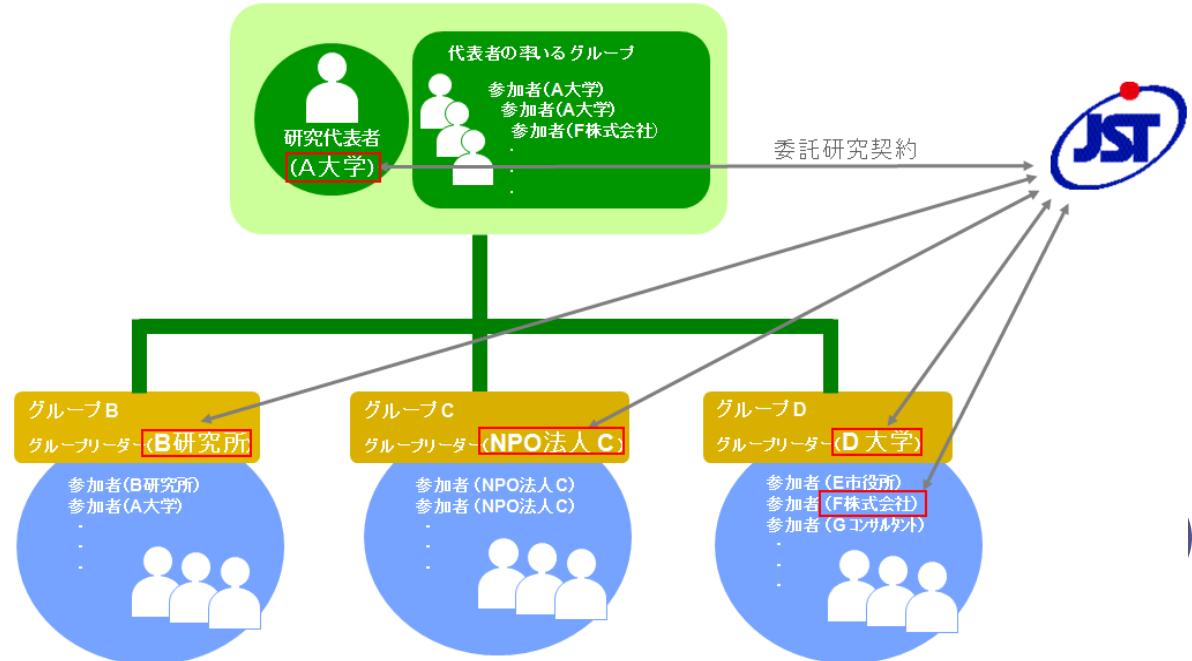
## 7. 事業評価、経理調査、国の会計検査などへの対応

## 8. 事後評価、追跡調査等への協力



# 研究開発費

- ◇委託研究契約に基づき、研究代表者および主たる実施者の所属する機関により執行。  
(※知的財産権は実施機関に帰属)
- ◇研究開発等にかかる直接経費に加えて、一定比率(30%)の間接経費をJSTから支払い。





# 研究開発費の主な用途

項目	支出対象および留意点
物品費	研究用設備・備品、ソフトウェア(既製品)、消耗品 等
人件費・謝金	人件費:当該研究開発を遂行するために雇用する者の人件費 謝金 :外部専門家への講演依頼謝金等の経費
旅費	研究代表者や実施者の旅費、当該研究開発の遂行に直接的に必要な招聘旅費 等
その他	上記の他、当該研究開発を遂行するための経費 例) 研究開発成果発表費用(論文投稿料、HP作成費用等)、 会議費、運搬費、機器リース費用、印刷費、 外注費(再委託に該当するものを除く)※

※当該研究開発の第三者への再委託はできません。

ただし、研究開発要素を含まない検査業務等の請負業務については、  
計画書に基づくものであれば、執行が可能です。

詳しくは、「事務処理説明書」をご参照ください。

(<http://www.jst.go.jp/kisoken/contract/top2.html> よりダウンロードできます)



# 研究開発の評価

1. 総括・アドバイザーは、研究開発の進捗状況や成果を常時把握し、研究開発計画等にフィードバックします。
2. センターの方針に基づいて、中間評価を行うことがあります。
3. 研究開発終了後、総括・アドバイザー等による事後評価を行います。
4. 研究開発終了後一定期間、追跡調査を行います。



# お問い合わせ

独立行政法人科学技術振興機構  
社会技術研究開発センター 企画運営室

E-mail: [boshu@ristex.jp](mailto:boshu@ristex.jp)

Tel. 03-5214-0133

(電話受付: 10:00~12:00・13:00~17:00 / 土日祝除く)

※原則としてメールでお願いいたします。

※e-Radの登録・操作方法については、e-Radヘルプデスク  
(Tel. 0120-066-877 9:00~18:00 / 土日祝除く)にお願いいたします。

